

福祉避難所とは



◇ 福祉避難所とは

大規模な災害発生時には、一般避難所として指定された小中学校等に避難することとなりますが、災害による住居滅失や倒壊等のために居住できなくなり、避難所での生活において、生活が困難な高齢者や障がいのある人など何らかの特別な配慮を必要とする方で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要援護者を受け入れるための避難所です。

なお、福祉避難所は、必要に応じて開設される二次的避難所であり、最初から福祉避難所として利用することはできません。

◇ 福祉避難所の目的は？

東日本大震災では犠牲者の過半数を高齢者が占め、また、障がい者の犠牲者の割合についても被災住民全体の割合の2倍程度といわれています。そのような特別な配慮を必要とする方の助かった命が避難生活における関連死で失われないようにするためです。

◇ 福祉避難所への避難の流れ

- 1 災害発生時、まず、身の安全を最優先とし、市が指定している一般避難所(津波の場合は高台等)に避難します。
- 2 一般避難所への避難後、共同スペースにおける避難生活が難しい方に関しては一般避難所の要援護者エリアに移っていただきます。
- 3 一般避難所の要援護者エリアにおいて介護等の理由で避難生活が困難な場合、市が避難者の身体状態や介護などの状況を考慮し、福祉避難所への避難対象者を調整します。
- 4 一般避難所から福祉避難所への移送は、避難対象者の家族や一般避難所の運営スタッフなどにより行うことを原則としますが、家族の方などで移送が困難な場合は、状況に応じて福祉車両等での移送を行います。
- 5 原則として、家族等(1名)と共に福祉避難所へ移り、同行者が介護等をしていただくこととなります。

◇ どうして最初から福祉避難所に避難してはいけないのか？

地震などの災害で、施設が倒壊していないか等の安全確認や、施設の職員の被災状況による受け入れ可能人数を確認したうえでの開設になるためです。

◇ 福祉避難所では個室にて避難生活を送ることができるのか？

福祉避難所では、もともとその施設を利用されている方がいらっしゃるため、原則は会議室などの共有スペースにて避難生活を送っていただくこととなります。

◇ 福祉避難所への避難に関する注意事項

- 1 万が一、一般避難所に避難せずに直接福祉避難所へ避難された場合、災害が落ち着いた際には、一般避難所へ移っていただくこととなります。
- 2 福祉避難所の入所にあたり要する食費、居住費等の費用は和歌山市が負担します。また、緊急入所施設へ入所された場合の介護保険法及び障害者総合支援法に基づく利用者負担分についても和歌山市が負担します。ただし、和歌山市の判断・決定を経ず、ご自身で直接施設へ避難(入所)された場合等に要する費用については対象となりません。

